

雇用保険のキャリアアップ助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 5 4 2 5 万円
(前年度 1 件 3 3 0 1 万円)

1 助成金の概要

キャリアアップ助成金は、雇用保険で行う事業である雇用安定事業及び能力開発事業の一環として、雇用保険法等に基づき、期間の定めがある労働契約を締結する者等の企業内でのキャリアアップ^(注1)を支援するために、キャリアアップに向けた取組を実施した事業主に対して国が経費等を助成するものである。助成金の対象となる取組には、人材育成コース(平成30年度に人材開発支援助成金に統合)、正社員化コース(27年度以前は正規雇用等転換コース)、健康診断制度コース(28年度は処遇改善コースの共通処遇推進制度の健康診断制度、27年度以前は健康管理コース)等がある。

助成金の支給を受けようとする事業主は、対象者、目標、計画期間等が記載されたキャリアアップ計画書を管轄の都道府県労働局(労働局)に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。また、人材育成コースについては、上記キャリアアップ計画書のほか、実施する職業訓練(訓練)の内容等が記載された訓練計画書を労働局に提出して受給資格の認定を受けることとなっている。

各コースの支給要件は、人材育成コースは、受給資格認定に係る訓練計画に基づき訓練を実施すること、訓練期間中の賃金を適正に支払うこと、正社員化コースは、キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に労働協約又は就業規則等に基づき、有期契約労働者を正規雇用労働者に転換すること、健康管理コースは、キャリアアップ計画書に記載された計画期間内に有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに設けて、延べ4人以上に実施することなどとなっている。

(注1) キャリアアップ 職務経験又は職業訓練等(職業訓練又は教育訓練をいう。)の職業能力の開発の機会を通じて、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られること

2 検査の結果

8労働局管内において27年度から30年度までに助成金の支給を受けた22事業主は、人材育成コースにおいて、訓練計画に基づいた訓練を実施していないのに実施したと偽ったり、正社員化コースにおいて、正規雇用労働者への転換日を偽ったり、健康管理コースにおいて、期間の定めのない労働契約を締結した者を有期契約労働者と偽ったりするなどして、助成金の支給を申請しており、これら22事業主に対する助成金の支給額計7373万円のうち計5425万円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の措置が執られた。

(注2) 8労働局 北海道、山形、神奈川、滋賀、京都、大阪、奈良、香川各労働局

労働局名	本院の調査に係る事業主数	不適正受給事業主数	左の事業主に支給した助成金	左のうち不当と認める助成金
			円	円
北海道	2	2	668万	256万
山形	16	1	100万	50万
神奈川	20	2	598万	598万
滋賀	28	2	257万	147万
京都	3	1	500万	50万
大阪	23	9	4032万	3540万
奈良	19	3	710万	276万
香川	10	2	506万	506万
計	121	22	7373万	5425万